

(別紙様式第3号)

学 位 論 文 要 旨

氏名: 中間 由紀子

題目: 戦後改革期における生活改善普及事業に関する研究
—農林省の基本方針と自治体の対応—

(Study on Promotion Services for Home Living Improvement in the Post-war Reform Era :
The Basic Policies of Ministry of Agriculture and Forestry and Responses of Municipalities)

第2次世界大戦後、日本はGHQ（連合軍総司令部）の占領下におかれた。GHQの占領政策の基本は日本の民主化と非軍事化にあった。軍国主義の温床とされた農村を民主化することが喫緊の課題の一つとされた。GHQの指令の下、農地改革をはじめとする諸施策が実施された。1948年には農業改良助長法が制定され、農業技術の改良と生活改善を進めるため協同農業普及事業が発足する。事業の目的は自主的な農家を育成することにあった。当時よく使われた言葉でいえば「考える農民」の育成である。こうして当該期の農政は農村の民主化を重要な課題としていた。果たして農業政策を通じて農村を民主化するという課題は達成されたのであろうか。十分な達成をみななかったとしたならその要因はどこにあったのであろうか。筆者の問題関心はここにある。しかし、この問題の全的解明は現時点では筆者の力量をはるかにこえている。そこで、考察の対象を協同農業普及事業とくに生活改善普及事業（以下、生改事業と略）にしぼり、次のように問題を設定した。

協同農業普及事業とくに生改事業を通じて「考える農民」を育成するという農林省のねらいに対して、事業の実施主体である自治体はそれぞれどう対応したのか。農林省の方針に沿って一律に同じ対応をしたのか否か。自治体によって対応の違いがあったとすれば、それは何に起因していたのか。

本研究では、このように問題をたて、戦後改革期における生改事業を題材として史的考察を行った。具体的には、鳥取県、島根県、山口県を事例とし次のような考察を行った。まず、生改事業に対する農林省の基本方針を検討した。次にそれを踏まえて自治体がどう対応したのかについて考察した。上記3県の事例を比較し、自治体によって対応に差異がみられたか否かを明らかにした。差異がみられた場合、それが何に起因していたのかについて追究した。

第1章では、農林省の生改事業に対する基本方針について検討した。農林省は生改事業の目的は農家生活の改善と家庭生活の民主化であるとした。しかし、小倉武一の「考える農民」の育成が民主主義の根底をなすという思想的提示を受け、生活の改善と「考える農民」の育成を生改事業の目的とするようになる。「考える農民」を育てる手段は生改グループの育成であるとした。そのため、生改グループは同志的グループでなければならないとされた。成員間の平等性を維持し、発言権を保障するためだった。婦人会のような上意下達の組織であってはならないとされた。

第2章では、第1章で検討した農林省の方針が鳥取県ではどのように受容され、事業方針が

策定されたのかについて明らかにした。鳥取県は農林省の方針に沿って生改事業を実施した。事業の目的は生活の合理化と「考える農民」の育成にあった。生改グループは同志的な組織でなければならないとした。そうした対応をとった要因の一つとして、事業責任者が農林省の出身であったということがあげられる。県の方針を決定する際、農林省の影響を強く受けたということが考えられる。しかし、実際には生改グループの多くが婦人会によって結成された。農林省や県の方針通りに同志的なグループを育成した場合、ムラの中で婦人会との対立や軋轢が生じたためである。生改グループと婦人会の対立には、編成原理に起因する両組織の性格の違いが関わっていた。

第3章では、島根県を対象に第2章と同じく農林省の方針への対応について明らかにし、そうした対応をとった要因について考察した。島根県は、農林省の方針とは異なる独自の方針によって生改事業を実施した。事業の目標は生活の合理化にあった。生改グループは農村の既存組織に基礎を置いて育成すべきだとされた。生改普及員は農村の既存組織である婦人会を通して生改グループを育成した。独自の方針を取りえた要因の一つとして事業責任者が農林省の出身ではなかったということがあげられる。農林省とのしがらみがなかったため、独自の方針を取ることができたと考えられる。さらに事業責任者は地元の農家の出身であり、島根の農村の事情に精通していた。当時の農村において喫緊の課題であった生活技術の改良を優先したのである。

第4章では、山口県の生改事業に対する基本方針について明らかにし、第2章および第3章と同様の考察を行った。山口県は公式には農林省と同じ基本方針を掲げたが、実際には農村の現状に合わせた方法をとった。農林省が忌避した婦人会を利用し、ムラの名望家婦人が生改事業のリーダーシップを取るような制度を採用した。「生活改善推進世話人」制度である。農村の現実を直視し、農家生活の改善を優先しなければならないと考えたのである。鳥取県との対応の違いが生れた要因の一つが農林省との人的交流の違いである。山口県は鳥取県ほどには農林省との人的関係が密接ではなく、相対的に農林省の影響を避けることができたと思われる。また事業責任者は地元の農家の出身であり、農村の実情を熟知していた。そのため婦人会を利用して積極的に事業を推し進めたのである。

第5章では、本研究の総括を行った。農林省の生改事業を通じて「考える農民」を育成するという方針に対し、自治体の対応は一律ではなく差異がみられた。対応に差異が生じた要因として、各自治体と農林省との人的交流の違いがみられたことを指摘した。さらに、事業責任者が地元の農家の出身者であったか否かも対応を規定する一因であった。しかし、自治体によって農林省の基本方針への対応に違いはあったが、生改事業の主要な受入組織はいずれも婦人会であった。当時の農村には名望家層を頂点とする封建的支配構造が残っていた。それを基盤とする女性の組織が婦人会であり、ムラの支配構造を反映した性格を有していた。このような性格を持った婦人会の他に、編成原理の異なる生改グループを新たにムラの中に結成することは困難であった。こうして鳥取県、島根県、山口県では、実質上婦人会が主導することによって生活の合理化に関しては一定の成果をみるようになった。しかし、「考える農民」を育成して農村民主化を実現するという生改事業のもう一つの目的は、達成することが困難となったのである。GHQの指示があったとはいえ、農村の急激な民主化を目指した農林省の方針は、農村の実情と乖離しており、時期尚早であったといえよう。